

嘱託職員募集について

1. 採用予定人員 相談支援専門員 1名
2. 雇用期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日まで
（業務等の必要に応じて雇用期間の更新を行い、5年以上継続雇用の場合、無期雇用への変更制度があります）
3. 仕事内容 基幹相談支援センター運営業務全般
（障がいのある方への相談支援、身体・知的・精神障がい者の個別計画支援の作成等）
4. 勤務地 大阪狭山市基幹相談支援センター
大阪狭山市狭山1丁目862番地の5 市役所南館内
5. 受験資格 次のすべての条件を有する人
①相談支援専門員の要件となる実務経験（別紙参照）
②普通自動車運転免許（AT限定可）
6. 勤務条件等
○給与 255,000円（月額）
このほか、通勤手当・時間外勤務手当の諸手当がそれぞれの規程に応じて支給
○勤務時間・休日等 原則、午前9時から午後5時30分
土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み
※休日に勤務する場合は、振り替え
○社会保険等 健康保険、厚生年金、雇用保険加入
○その他 大阪狭山市社会福祉協議会職員就業規則によるものとする。
7. 試験方法 小論文・面接試験
8. 試験日及び場所
○日 時 応募者と相談

○場 所 大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センター
（さつき荘）
大阪狭山市今熊1－85
9. 合否通知 試験実施後10日前後
（全受験者に対し、合否にかかわらず通知します）
10. 採 用 平成30年4月1日 嘱託採用（採用日については相談に応じます）
試用期間は、採用日より3ヶ月間
※採用後、試用期間中又は試用期間終了時に、不適當と思われる場合は採用を取消することがあります。
11. 受験手続
○受付期間 随時募集

○提出書類 （1）履歴書（写真貼付）
（2）職務経歴書
（3）資格証のコピー
12. 申し込み・問い合わせ 大阪狭山市社会福祉協議会 担当（津田）
〒589-0021 大阪狭山市今熊1丁目85番地
Tel 072－367－1761